

平成27年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成27年3月2日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 榎本 真弓	2番 森本 信明	3番 小宮山正儀
4番 土屋 春江	5番 西藤 努	6番 田中 三江
7番 橋本 昭	8番 山浦 妙子	9番 箕輪 修二
10番 宮下 典幸	11番 小池美佐江	12番 滝沢寿美雄

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 小宮山和幸 副町長 森澤光則 教育長 塩沢勝巳
総務課長 笹井恒翁 町づくり推進課長 青井義和
産業振興室長 中村茂弘 町民課長 羽場幸春
建設課長 武重栄吉 農林課長 小平春幸
観光課長 今井一行 会計室長 市川清子 教育次長 宮坂 晃
たてしな保育園園長 中谷秀美 庶務係長 遠山一郎
農業委員会長 宮下芳昭

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 長坂徳三 書記 伊藤百合子

1. 会議録署名議員の指名

11番 小池美佐江

1番 榎本 真弓

散会 午後4時01分

(午前10時00分 開会)

議長（滝沢寿美雄君） おはようございます。定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第1回立科町議会定例会を開会します。

これより、3月2日、本日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は、理事者、教育長、農業委員会長、関係課長です。

次に、本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラから、町長招集の挨拶の撮影と、広報たてしなの取材撮影をそれぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（滝沢寿美雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を、議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、11番議員、小池美佐江君、1番議員、榎本真弓君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

議長（滝沢寿美雄君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、橋本 昭議会運営委員長より報告願います。橋本 昭議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈7番 橋本 昭君 登壇〉

7番（橋本 昭君） 7番、橋本です。おはようございます。議会運営委員長の橋本です。

議会運営委員会より、会期の検討結果についてご報告申し上げます。

会期につきましては、2月20日、議会運営委員会を開催し、平成27年第1回定例会の会期、議事日程、案件の取り扱い方法等、議会運営について検討した結果、本定例会に提出されている案件の状況を鑑み、会期は本日から3月13日までの12日間とすることが適当との結論に達しました。

4月の改選期を控え、任期最後の本定例会に上程された案件は、来年度予算等の重要な案件であります。議員各位におかれましては、熟議に熟議を重ねた慎重な審議をされ、議会のチェック機能を十二分に果たされることを期待し、会期についての報告を終わります。

議長（滝沢寿美雄君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から3月13日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月13日までの12日

間と決定しました。

会期日程の説明を願います。長坂事務局長。

議会事務局長（長坂徳三君） 本定例会の会期日程を、議会運営委員会の検討結果に基づき説明いたします。

本日は、会期の決定、町長招集の挨拶、諸般の報告、議案の上程、提案説明を行います。

本会議終了後、議会だより編集委員会を第1委員会室で開催します。

2日目、3日は、午前10時に開会し、本日に引き続き、議案の上程、提案説明を行います。

本会議終了後、全員協議会を第1委員会室で開催します。

全員協議会終了後、土地開発公社理事会が開催されます。

3日目、4日は午前10時に開会し、議案質疑を行います。質疑終了後、委員会に議案の付託を行います。

本会議終了後、議会運営委員会を開催します。

4日目、5日は午前9時より社会文教観光常任委員会及び総務経済常任委員会を開催し、それぞれ付託案件の審査を行います。

5日目、6日は委員会予備日とします。

6日目、7日、7日目、8日は休会です。

8日目、9日は委員会予備日とします。

9日目、10日は午前10時に開会し、一般質問を行います。

10日目、11日は午前10時に開会し、前日に引き続き一般質問を行います。

本会議終了後、全員協議会を開催します。

11日目、12日は委員会予備日とします。

12日目、13日は午後2時に開会し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、議案の採決などを行い、閉会とします。

本会議終了後、全員協議会を開催します。

以上です。

◎日程第3 町長招集の挨拶

議長（滝沢寿美雄君） 日程第3 町長招集の挨拶、小宮山町長、登壇の上、願います。

〈町長 小宮山 和幸君 登壇〉

町長（小宮山和幸君） おはようございます。本日ここに平成27年第1回立科町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様にはご出席をいただき、まことにありがとうございます。

早いもので、ことしの冬も立春から早1カ月が過ぎ、日の出、日の入りの時刻も日

ごとに変わり、春の訪れを感じる季節となりました。

また、東日本大震災及び福島原発事故から4年の歳月がたとうとしておりますが、被災地から逃れてふるさとで生活できない方が、いまだに大勢いらっしゃいます。一刻も早く、故郷へ戻れるよう願わずにはおられません。

今や、日本は人口減少、超高齢化社会を迎えております。こうした待ったなしの構造的な課題に対し、国を挙げて地方創生に真正面から取り組んでいかなければなりません。このため、政府は、昨年「まち・ひと・しごと創生法」を制定するとともに、地方の意見を踏まえ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されたところでもあります。

創生法においては、平成27年度に自治体の総合戦略を策定することとなっており、各自治体が主体性を発揮し、成果目標や客観的な評価指数の設定、事業計画、実施、評価、改善を継続的に行うことが重要とされております。

また、町では、地方創生、先行型の交付金を含む平成26年度補正予算、さまざまな地方創生に関する施策を盛り込んだ平成27年度予算及び税制改正の大もとを決定し、地方創生の推進に向け、取り組んでいるところであります。

国は、平成27年度、97兆円に及ぶ過去最大の予算案を決定し、1兆円の創生枠を地方活性化の目玉としております。

当町でも、先月、私を本部長とする立科町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を立ち上げ、第5次立科町振興計画との連動を図りながら、町人口ビジョン、創生総合戦略の策定に向け、取り組みを始めるために、新年度は、町づくり推進課を総合政策課をと改め、従来からの企画部門と産業振興室、さらに財政の一部を統合し、立科町の創生を企画していくことといたしました。

さて、私の任期も残すところわずかとなりました。お時間をいただき、町民皆様、議員各位に任期中に取り組むをしまりました諸施策を申し上げさせていただきたく存じます。

この4年間では、重点目標として、町政運営の基盤であります財政の健全化並びに人口対策を中心に、多くの施策を展開してまいりました。

まず、財政につきましては、就任当初より、大幅な改善となりました。町民の皆様、議員諸公のご理解、ご協力、そして職員の皆さんのご努力により、大きな成果を得たと思っております。

人口対策といたしましては、全ての施策を人口対策につなぐとして、子育て支援、立科教育、環境、産業振興、高齢者福祉の5項目を掲げ、そして任期後半には将来への投資を加えて、町政進展に努めてまいったところであります。

まず、子育て支援では、子育て中の皆さんの仕事と子育ての負担軽減の支援策として、24戸の子育て支援住宅を建設し、子育て環境の整備を図るとともに、町内3カ所に分散をしていた保育園を統合し、教育視点のカリキュラムの改善や運動リズムを取

り入れ、保育サービスの充実を図るために、たてしな保育園を統合建設をいたしました。

また、昨年より保育料を平均15%引き下げ、保護者の負担軽減を図り、近隣では一番低い保育料とし、子育て支援の強化を図ってまいりました。

このほかにも、福祉医療費の対象年齢の拡充、不妊治療の助成制度、児童館の充実などを進めてまいったところでもあります。

次に、立科教育では、全ての児童生徒に生きる力を培うため、保育園に子育て指導員、児童館に教育指導員、小学校、中学校、高校に、町独自の教育支援のための先生を配置し、学校連携授業として基礎、基本定着事業を進めてまいったところでもあります。

また、地域高校の育成としまして、蓼科高校通学車両運行補助も行っております。

次に、環境であります。農地、山林の保全、立科の水資源の保護を図りながら、地球温暖化対策、温室効果ガス排出量削減の一翼を担うために、防犯灯、通学路灯を省エネ照明器具LEDに交換、土地開発公社によります住宅団地造成、分譲を行い、住宅環境の充実を図ったところでもあります。

このほか、太陽光発電施設設置補助、住宅断熱性能向上リフォーム補助、まきストーブ購入補助等の新設し、住みよい環境づくりをしてまいりました。

次に、産業振興では、立科地域ブランドの確立や荒廃農地の解消、地域資源を活用する新規作物の栽培事業、農産物加工品開発などを行ってまいったところでもあります。

また、山林のみならず、農作物にも多大な被害が出ております。鹿害に対する30キロメートル以上に及ぶ侵入防止柵や、わなによる捕獲の対応もしてきたところでもあります。

次に、高齢者福祉は、超高齢化時代に入り、高齢者の最大の不安要因であります介護サービスの充実は、立科町にとりまして急務であります。

そこで、より質の高い町民ニーズに沿ったサービスを提供するために、ハートフルケアたてしなを法人化をし、介護事業を強力に推進することがよいではないかとの判断から、立科町のハートフルケアたてしなを社会福祉法人といたしました。

この法人化とともに、さらなる充実に向け、徳花苑の増床移転と現施設の地域密着型介護施設への転換、機能強化に向けて、鋭意努力しているところでもあります。

新年度におきましても、4月から始まります立科町第5次振興計画の目指す将来像であります「澄んだ空！澄んだ水！住みよき町に笑顔が弾む！人と自然が輝く町」の基本理念のもとに、健やかにいつまでも地域で暮らせるまちづくり、郷土を愛し、心豊かな人を育むまちづくり、活気ある経済を創造するまちづくり、豊かな自然とともに暮らす安全・安心なまちづくり、そして地域の活力あふれるまちづくりの基本目標に基づき、町の重点項目を中心に、住民一人一人が手を取り合い、誰もが笑顔で住んでよかった、訪れてよかったと思える町を目指していかなければならないと考えて

おります。

さて、私は1月にこの4月に予定されております町長選挙に立候補を表明をいたしました。過去8年間、町の運営に当たり、さきに述べましたように、成し遂げたこと、また道筋のついた施策もございますけれども、今私が一番思うことは、当時、町の自立について、賛否の意見がまだまだなされていた就任時から考えますと、町民の意識、また職員の意識にも大きな変化が感じられ、ようやく落ち着き、安定をした印象でございます。

しかしながら、町政運営には、まだまだ改善、解決をしなければならない喫緊の課題も山積であります。

新年度の予算は、骨格予算ではありますが、そうしたことにも思いをはせております。

これからも、粛々と町の運営に邁進してまいりたいと思っておりますので、引き続きこれまで以上のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、今議会は、予算議会と言われております。4月に町長選挙が予定されており、骨格予算ではありますが、町民生活に必要な予算、継続事業等、まちづくりに必要な予算は計上してございます。

編成に当たりましては、昨年11月に、平成27年度に向けての予算編成会議を開催し、編成方針、重点目標についての指示をし、検討を重ねてまいりました。

また、事業の評価を踏まえた企画を職員が主体性を発揮しながら、住民ニーズを的確に把握し、地域の特性を踏まえた魅力ある施策の展開、そして確かな成果へとつながる施策と考えております。

町は、平成27年度も喫緊の課題であります人口減少対策に取り組みますが、基本的には、前年度までの目標を継続し、子育て支援、立科教育、環境、産業振興支援、高齢者福祉、将来への投資であります。

全ての施策を人口対策につなげていきたいと考えております。

また、これら以外の施策にありましても、町にとりまして、将来有為なものは、重点施策として新年度も取り組むこととしております。

さて、平成27年度の一般会計予算であります。予算総額は46億1,900万円、前年度より2億7,400万円、6.3%の増であります。

まず、歳入ですが、町税では、固定資産税は、家屋新築及び償却資産の減額を見込み、4.7%の減であります。個人町民税は0.8%増で見込みました。

国県の支出金につきましては、社会資本整備総合交付金によります道路整備事業、また社会保障・税番号制度システム整備等補助金により15.6%の増であります。

地方交付税につきましては、1.2%減の16億5,000万円で見込みました。

町債は普通交付税の代替財源である臨時財政対策債1億4,500万円を計上しております。

次に、歳出では、経常経費の計上のほか、本年合併60周年を迎えるに当たり、記念式典を挙行し、町民の皆さんとともにお祝いをしたいと計画をしております。

まち・ひと・しごと創生総合戦略については、町民皆様とともに計画を作成していく関係予算を計上しております。

また、平成25年、26年と進めてまいりまして、この4月より活用する地理空間情報システムについては、関係課にも運営費を計上しておりますが、総括的に総務費にも計上しております。

民生費では、包括支援センター業務の一部をハートフルケアたてしなに委託し、ケアプラン等の作成をきめ細やかに行う委託費の計上のほか、住民福祉向上のため、諸経費を計上しております。

衛生費では、新たな展望のもと、佐久市新斎場建設に係る負担金を計上しております。

農林水産業費では、農業振興をさらに進めるために、農産物を利用した加工品の生産販売について、総合的な推進を図り、長期的なブランドづくりのために、信州蓼科牛戦略的生産対策事業、果樹共済加入促進事業を新たに計上しております。

また、リンゴに次ぐ果樹栽培と立科ブランド構築に向け、ワイン用ブドウの試験栽培支援事業及び有害鳥獣侵入防止柵設置に伴う経費を計上し、農業振興を推進していくことといたしました。

また、森林振興、森林造成事業もあわせて進めてまいります。

次に、商工費では、地域の産業振興をより一層の地域活性化に寄与するため、また、中小企業振興を積極的に進めるために、商工業の基盤強化事業経費を計上しております。

観光関係では、観光宣伝費に重点を置き、インターネットやテレビ媒体による観光スポットの映像配信をする取り組みを行ってまいります。

また、御泉水自然園の花木植栽や遊歩道整備、バス停整備など、観光地のイメージアップにつながるよう、整備に努めてまいります。

土木費では、国の社会資本整備総合交付金で行う町道平林真蒲線、小学校線の道路整備のほか、町道5路線、別荘道路2路線の改良及び舗装工事費を計上いたしました。

消防費では、防災事業で防災情報通信設備整備費用を計上いたしました。これは、災害時の住民への情報伝達手段として、町内を網羅した屋外拡声器を設置するものがあります。

教育費では、まず、たてしな保育園の子育て支援をさらに充実させ、利用者のニーズに対応する支援に努め、保育園運営と事業の充実を図るとともに、保育園、小学校、中学校、蓼科高校の連携を深め、学力向上や豊かな人間性の育成、また特別支援教育の推進など、立科町独自の教育の支援を進めてまいりたいと考えております。

児童館は、健全な環境で健康増進や情操を豊かにし、有効に活用されており、これ

からも信頼と安心安全な居場所として利用できるよう、関係者のご尽力をお願いする
ものであります。

また、地域高校としての蓼科高校の継続支援のために、蓼科高校通学車両運行補助
事業を継続してまいります。

また、少子高齢、人口減少、観光業や地域産業の低迷縮小など、相変わらず立科町
には大きな課題が山積でありますので、さらに地域からの道路及び環境整備要望、健
康管理、福祉関係、文化、教育関係などの課題や要望にも十分配慮して取り組んでま
います。

次に特別会計、企業会計であります、それぞれ目的を持って設けている会計であ
りますので、その目的が達成されますよう、必要な予算については計上してありま
すが、特に索道事業会計については、大変苦慮しております。

これまでも経営改善に努めてきたところでありますが、期待する改善が見られてお
りません。当町の喫緊かつ最大の課題であることから、将来について、町民的な議論
を進めてきたわけでありましたが、その一環として、索道事業・スキー場あり方研究会
議において、検討をいただき、昨年答申をいただきました。既に広報を通じて町民の
皆様にもお知らせいたしました。また白樺地区においても、説明会を開催してまい
りました。

答申の内容であります、町が索道事業に特化して運営されてきたものについて、
その限界を指摘し、今後は運営だけの指定管理方式だけではなく、観光センターの複
合的利用経営によりスキー場を守っていくべきではないかというものであります。

町では、今後、あり方研究会議の答申を尊重して、町として、具体的な内容の検討
をしているところであります。

この件につきましては、今までも幾度となく議会でも議論され、議員さんによる、
いわゆる町民的議論や委員会を設けて議論を重ねてきて、今回答申をいただいたわけ
であります、今議会におきましても、さらなる活発な議論、また私自身の今回の公
約にも掲げておりますので、まさに町民的な議論による方向づけを期待しております。

新年度は、第5次立科町振興計画前期5カ年計画の初年度であります。

これらの予算を通じ、町民皆さんの安全安心、これを確保し、健康的で活気ある町
づくりに努めてまいる所存であります。どうか町民各位のご理解とご協力を切にお願
いを申し上げます。

次に、議会に提案をします議案の概要を申し上げます。

最初に、条例関係について申し上げます。

議案第10号は、立科町課等の設置条例の一部改正であります、国の示す地方総合
戦略等に対応するため、町づくり推進課と産業振興室を統合し、新たに総合政策課を
設置し、地方創生を進め、戦略を樹立し、人口減少対策、町の活性化と産業振興を、
これまで以上に推し進めるものであります。

議案第9号は、議会委員会条例であります。

議案第11号は、職員定数条例であります。

議案第16号は、特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の身分が特別職の身分のみとなることになるため、改正するものであります。

次に、議案第12号、13号、15号は、昨年の勤勉手当の改定に伴い、支給月の平準化を図るための改正であります。

次に、議案第17号は、国民健康保険税条例で、国保会計の健全化維持のため、税率を7.3%引き上げるための改正であります。

議案第23号索道事業条例と24号の御泉水自然園条例は、指定管理者による管理ができるようにするための改正であります。

次に、議案第14号では、特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例改正であります。私、副町長、教育長の給料について、諸般の状況の中で、任期の間、引き続き引き下げを行うものであります。

その他、新たな事業に伴う条例制定4件、目的や事業の変更に伴う一部改正4件であります。

本定例会にご提案を申し上げます案件ですが、長野県公平委員会規約の変更1件、川西保健衛生施設組合規約の変更1件、条例20件、一般会計ほか予算案が8件、一般会計ほか補正予算6件、公有財産の譲渡1件、不納欠損による請求権の権利放棄3件、公の施設に係る指定管理者の指定1件、そして最終日に同意3件であります。

おのおの提案いたします案件の詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。以上で、3月定例会招集の挨拶といたします。

次に、12月定例会以降につきましては、主な町長諸般の報告を申し上げます。

12月16日には、国道142号線松並木付近で大雪により通行止となり、71名の方に炊き出しをし、支援をいたしました。

18日には、北佐久郡行政連絡協議会を開催され、出席をしております。

22日には、佐久広域連合議会定例会が開催され、出席をいたしました。

また、同日、蓼科地区を対象に、索道事業の現状及び今後の方向性についての、スキー場あり方研究会議の答申の説明会を開催したところであります。

24日には、滝沢議長さんと小谷村を訪問し、震災のお見舞いと激励を申し上げたところであります。

27日には、消防督励巡視を行い、防火防犯のために年末警戒に従事している消防団員、部落役員の皆さんを激励いたしました。

1月6日には、新春賀詞交歓会が開催され、平成27年度に向けての方針など申し上げるとともに、各団体の代表の皆様から、新たなる力強い年頭のご挨拶をいただきました。

同日夕方より部落解放同盟佐久地区協議会旗開きに参加をしております。

11日には、立科町消防団出初式が行われ、新しい年に向けての訓示激励をしたところであります。

また、同日、愛川町1周駅伝記念大会に、副町長が同行し、交流を深めてまいりました。

13日には、社会福祉法人ハートフルケアたてしな事業推進協議会に参加し、法人の運営、今後の予定、事業及び収支についての協議を行いました。また、東信農業共済組合正副組合長会議が開催され、参加をしております。

21日から22日には、町村会議が東京で開催され、参加をしております。

23日には、全員協議会を開催し、子育て支援事業計画ほか2件の報告をしております。

30日には、電算システム共同化委員会が開催され、参加をしております。

2月1日には、上田定住自立権連絡協議会が開催され、参加をしております。

5日には、国保連合会理事会が開催され、参加をしております。

6日には、川西保健衛生施設組合理事者会及び定例議会が開催され、参加をしております。

7日には、健康と医療を考える町民大会を開催し、医療費の適正化の実現と健康で豊かな生活ができるよう再認識をしたところであります。

10日には東信農業共済組合正副組合長会議が開催され、参加をしております。

12日には、佐久広域正副連合長会議が開催され、参加をいたしました。

17日には、第20回県町村会定期総会が開催され、参加をしております。

18日には、平成27年第1回臨時会を開催し、一般会計補正予算ほかの議決をいただいたところであります。

19日には、北佐久郡老人福祉施設組合議会に参加をしております。

20日には、町の議会運営委員会に参加をいたしました。

24日には、地域公共交通活性化協議会を開催し、運行の状況を踏まえて、今後の方針を協議したところであります。

25日には、東信農業共済組合臨時総代会に参加をいたしました。

26日には、国民健康保険団体連合会通常総会に参加をしております。

27日には、町防災会議を開催し、計画の見直しを行っております。

3月1日には、蓼科高校の卒業式に参加し、86名の卒業生にお祝いと激励を申し上げたところであります。また、同日、芸能グループの発表会が開催されまして、参加をし、挨拶を申し上げたところであります。

以上で、町長諸般の報告とさせていただきます。

◎日程第4 議会諸報告

議長（滝沢寿美雄君） 日程第4 議会諸報告を行います。

議長の報告は、配付をいたしました議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、西藤 努総務経済常任委員長、報告はありますか。

5番（西藤 努君） それでは、総務経済委員会報告を申し上げます。

2月18日、北相木村行政視察を行っております。各分野71に及ぶ補助施策を推進しております。今回、主要目的とした太陽光発電視察については、課題が多いとのことでありました。

また、人口問題では、Iターンでの移住者が人口の20%を占めているという状況は、大変参考となり、有意義な視察となりました。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） 次に、土屋春江社会文教観光常任委員長、報告ありますか。

4番（土屋春江君） 社会文教観光常任委員会報告をいたします。

去る2月9日、陣内森林公園管理棟で、立科町商工会議所観光部会、まちづくり協議会ユニーユーたてしな、商工会理事者と国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の閣議決定を踏まえ、地域創生に向け、地域の課題について意見交換をいたしました。

以上です。

議長（滝沢寿美雄君） これで、議会諸報告を終わります。

◎日程第5 議案第3号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第5 議案第3号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長（笹井恒翁君） それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第3号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について、提案理由のご説明を申し上げます。

条文につきましては、省略をさせていただきます。

長野県内の町村一部事務組合及び広域連合の、合わせて55の団体からなる長野県公平委員会に、中心地域町村交通災害共済事務組合が平成27年4月1日付で加入となります。

また北信地域町村交通災害共済組合が、東北信市町村交通災害共済組合に名称変更となるものでございます。

地方自治法第252条の7第2項の規定による協議について、同条第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

説明は以上でございますが、ご審議の上、議決をいただきますようよろしくお願い

をいたします。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第6 議案第4号 川西保健衛生施設組合格約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。羽場町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 羽場 幸春君 登壇〉

町民課長（羽場幸春君） 議案第4号 川西保健衛生施設組合格約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

これは、川西保健衛生施設組合格約を変更することについて、地方自治法第286条第2項の規定による協議を行うため、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、平成29年度から予定されている東御市旧東部町地域のし尿等の受け入れに対応するためのし尿処理施設改修事業に係る東御市の経費負担が新たに発生することから、川西保健衛生施設組合の経費の支弁方法について、臨時の建設費等の経費は、組織市町の協議により別に定める旨の規定を追加しようとするものであります。

附則の施行日ですが、この規約は平成27年4月1日から施行するものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 川西保健衛生施設組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号～日程第8 議案第6号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第7 議案第5号 立科町保育の必要性の認定に関する条例制定について及び日程第8 議案第6号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例制定についての2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。宮坂教育次長。

〈教育次長 宮坂 晃君 登壇〉

教育次長（宮坂 晃君） 議案第5号 立科町保育の必要性の認定に関する条例制定について、提案理由を説明申し上げます。

現在、保育園では児童福祉法第24条を根拠として、保育に欠ける児童について、保育を実施しております。

ことし4月から施行される新たな子ども子育て制度では、保育所での保育を希望する場合は、保育を必要とする理由に該当した児童について、市町村の認定を受けることが必要となっております。

立科町でも、保育の実施基準にかわる子ども子育て支援法第20条の規定に基づく保育の認定基準を定めることとなります。

認定基準は、内閣府令子ども子育て支援法施行規則に基づいております。新しい基準につきましては、別紙第3条（1）から（15）のとおりとなっております。

また、児童福祉法の改正により、第24条は大幅に改められ、条例委任の規定がなくなるため、保育の実施に関する条例は、廃止いたします。

引き続きまして、議案第6号 立科町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例制定について、提案理由を説明申し上げます。

4月から始まる子ども子育て新制度では、利用者負担額は教育、保育に要した費用の一部として、保護者が施設に支払うもので、公立の保育園を利用する場合は、利用者負担額は公立施設の利用の対価となり、公の施設の使用料と位置づけられることになりました。

公立施設の使用料は、地方自治法第225条、228条を根拠に徴収規定を定める必要があります。

公立の施設の費用徴収に関して、条例で定める際には、少なくとも上限額あるいは範囲等が規定されていることが求められるため、この条例では、利用者負担額の上限額、減額規定を定め、金額、納期等必要な事項については、規則で定めることにしました。

また、規則については、現在の保育料徴収規則を改正しますが、利用者負担額、保育料のことでございますけれども、算定基準が所得税から住民税に変更となるために、階層区分が変わります。

金額については、現在よりも負担が多くなることがないように、階層を設定する予定でございます。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第9 議案第7号～日程第10 議案第8号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第9 議案第7号 立科町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例制定について及び日程第10 議案第8号 立科町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定についての2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。羽場町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 羽場 幸春君 登壇〉

町民課長（羽場幸春君） 議案第7号 立科町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、現在介護保険法施行規則第140条の66で定められている地域包括支援センターの運営基準を、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、今回、市町村が条例で定めることとなりました。

地域包括支援センターが包括的支援事業において、可能な限り、住み慣れた地域において、自立した日常生活を営むことを基本方針に、運営協議会の意見を踏まえ、適切、公平かつ中立な運営を確保しつつ、原則職務従事する人数は、保健師その他これに準じる者、社会福祉士その他これに準じる者、主任介護支援専門員その他これに準じる者の各1人とするもの、第1号被保険者の数に応じ、センターに置くべき職員数を定めることができるものとされている内容であります。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第8号 立科町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

この条例は、現在、厚生労働省令第37号（平成18年3月14日）で定められている表記基準を、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、今回、市町村が条例で定めることとなりました。

介護予防支援とは、介護保険の要支援と認定された者についての、介護予防ケアマネジメントであり、介護予防支援事業者として、地域包括支援センターが事業を行っています。

本条例においては、総則から始まり、基本方針、人員基準、運営基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等がうたわれており、介護予防支援業務を、効果的、効率的に実施するために、利用者との契約締結から、ケアプラン作成、実施状況の評価までの業務全般にわたっての基準が示されております。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） ここで、暫時休憩とします。

再開は11時10分からです。

（午前10時57分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

ここで宮坂教育次長より発言を求められていますので、発言を許可します。宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） 先ほど提案申し上げました議案第5号 立科町保育の必要性の認定に関する条例の中の、第3条（9）、4行目になりますけれども、「しており、当も」というふうに記載されておりますが、誤びゅう訂正をお願いしたいと思います。

「当該」でございます。橋本議員より指摘がありまして、訂正させていただきます。当該です。よろしく申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） 7番、橋本 昭君。

暫時休憩をいたします。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時13分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

宮坂教育次長。

教育次長（宮坂 晃君） ただいまの「当該」の後に、「保護者も」というふうにつけ加えていただければというふうに思います。

◎日程第11 議案第9号～日程第20 議案第18号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第11 議案第9号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第20 議案第18号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてまでの10件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長（笹井恒翁君） それでは、10議案一括上程されましたので、順次申し上げていきたいと思えます。

まず、議案第9号 立科町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部改正をするものでございます。

条文の教育委員会の委員長を、教育委員会の教育長に改めるというものでございます。

議案第19条は、出席説明の要求であります。今まで教育委員会の委員長であった者を、教育委員会の教育長に改めるものでございます。

経過措置といたしまして、現教育長が在職する期間は、適用をしないこととしております。

以上が、議案第9号です。

次に、議案第10号 立科町課等設置条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。

第2条は、課等の設置についての規定でございます。

平成27年度重要事業であります人口減少対策、町の活性化を基本的視点といたしまして、立科町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をし、総合的かつ効果的な施策の推進を図るため、町づくり推進課と産業振興室を統合し、新たに総合政策課を設置するものでございます。

条文の中では、町づくり推進課を総合政策課に改め、産業振興室を削るものでございます。

第3条は、課の分掌事務についての規定でございますが、第1号は総務課関係でございます。ウの統計に関する事項、サの町有林開発の貸付契約に関する事項、シの町有林開発の賃貸料の調停及び納入戻書の発行に関する事項を削り、それ以下の事項を

繰り上げするものでございます。

分掌事務を総務課から総合政策課に変更をするものです。

次に、第2号は、町づくり推進課と産業振興室を統合することから、第2号を、総合政策課に改め、第3号を削り、以後の各号を1号ずつ繰り上げをするものです。

また、第2号に、スからナまでの事項を、新たに追加をいたします。

以上が議案第10号でございます。

次に、議案第11号立科町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

この11号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部改正をするものです。

議案書第1条ですけれども、「教育長及び」を削り、「並びに」を「及び」に改めるというものでございますが、第1条は定義を示してございます。現行の教育長は、任命に議会同意を必要とする教育委員会の委員として、特別職の身分を有するとともに、あわせて教育委員会の任命する教育長として、一般職の身分を有するものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、改正後の教育長は、町長が議会の同意を得て任命する職であることから、特別職の身分のみを有するものとなるため、条文より教育長を削るものでございます。

なお、経過措置としまして、現教育長が在職する期間は、適用しないこととしております。

11号は、以上でございます。

続きまして、議案第12号 立科町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について、申し上げます。

平成26年度県人事委員会勧告に準じ、2回の賞与の支給率の均衡を図るための改正でございます。年間の支給率につきましては、変更がございません。

内容であります、第7条第2項は、期末手当の額の規定でございまして、任期付職員の6月支給額を0.15月引き上げ、12月支給額を0.15引き下げるものでございます。

以上が議案第12号でございます。

続きまして、議案第13号を申し上げます。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条でございますが、期末手当の支給に関する規定でございます。一般職の職員との均衡を図るため、県人事委員会勧告に準拠し、昨年12月に、12月支給の期末手当を0.15月引き上げをいたしました。6月と12月の支給月の支給率の均衡を図るため、6月支給額を0.15月引き上げ、12月支給額を0.15月引き下げるものでございます。

以上が、議案第13号になります。

続きまして、議案第14号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、第1条は、給与の種類を規定した条文でございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、新教育長は、特別職の身分のみ有することとなるため、条文中の、「及び教育長」を削るものでございます。

第2条第2項は、期末手当及び寒冷地手当に関する規定でございますが、県人事委員会勧告に準拠をし、昨年12月支給の期末手当を0.15月引き上げをいたしました、6月と12月の支給率の均衡を図るため、改正をするものです。

こちらにつきましても、年間支給率には変更はございません。

附則第8項でございますが、給料月額の特例でございます。常勤特別職の給料月額を、平成27年4月1日から同4月29日まで、町長の任期の間、町長は68万1,000円を52万9,000円に、副町長は60万8,000円を51万円に、教育長は54万3,000円を48万円に読みかえをし、いわゆる減額をすることについての改正でございます。

以上が、議案第14号になります。

次に、議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、一般職の職員の給与に関する条例は、平成26年度の県人事委員会勧告に準拠をし、平成27年4月から実施される国の給与制度の総合的見直しを踏まえ、給料表の改正をするものでございます。

また、勤勉手当について、年間支給額0.15月に変更はありませんが、これを6月期、12月期の勤勉手当が均衡になるよう、配分するため、改正をするものでございます。

改正の内容でございますが、第30条は、勤勉手当の額の規定であり、同条第1項第1号は、一般職員及び課長職に係るものでございます。0.075月の減、同項第2号は再任用の一般職員及び課長職に係るもので、0.025月の減に改めるものであります。

附則としまして、第10項給料月額の特例を規定したものであり、特例の期間を平成30年3月31日までとするものでございます。

以上が、議案第15号の説明になります。

次に、議案第16号 特別職の職員で常勤の者等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、第1条は、目的でございます。先ほども説明申し上げましたが、現教育長は、任命に議会同意を必要とする教育委員の委員として、また特別職の身分を有するとともに、あわせて教育委員会が任命をする教育長として、一般職の身分を有しております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、改正後の教育長は、町長が議会の同意を得て任命する職であることから、特別職の身分のみを有する者となります。

したがって、条文から「及び教育長」を削るものでございます。

以上が、議案第16号の説明でございます。

続きまして、議案第17号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、平成25年に税率を改正をし、国保財政の健全化に努めてまいりましたが、加入者の減少や高齢化などにより、保険税の税収が減少傾向でございます。また、一方で、保険給付費は、増加している状況でございます。

健全運営を維持するため、平成27年度課税分から、1人当たり年5,558円、平均7.3%の引き上げが必要であることから、税率改正を行うものでございます。

条文の説明につきましては、省略をさせていただきますが、各条につきまして、第3条から第5条の2は、医療分で被保険者に係る所得割額、資産割額、均等割額、平等割額についての規定でございます。

6条から7条の3までは、後期高齢者支援金に関する課税額の関係でございます。

8条から9条の3までは、介護納付金課税額の関係でございます。

それぞれ所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の改正となります。

第23条につきましては、国民健康保険税の減額についての規定でございます。それぞれ減額を7割、5割、2割軽減の減額の関係でございます。

附則としまして、26年度までの国民健康保険税につきましては、従前の例によると、こういうものがございます。

以上が、議案第17号でございます。

次に、議案第18号 立科町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、以前より進めてまいりました地理空間情報システムにつきまして、平成27年度より本格稼働となります。

ここで発行手数料を徴収するため、条例の一部改正をするものでございます。

第2条第1項は、手数料の種類及び金額についての規定であります。第51号を1号繰り下げ、52号といたします。

新たに51号を加えるものでございます。

手数料につきましては、閲覧300円から用紙の大きさ、白黒かカラーかによって500円、700円、1,000円、2,000円の5種類となります。

内容は、以上でございます。

いずれの議案につきましても、施行期日は平成27年4月1日からの施行となります。10議案まとめてご説明を申し上げましたが、ご審議をいただき、議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎日程第21 議案第19号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第21 議案第19号 立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。青井町づくり推進課長、登壇の上、願います。

〈町づくり推進課長 青井 義和君 登壇〉

町づくり推進課長（青井義和君） 議案第19号 立科町ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本年度、立科町ふるさと交流館芦田宿は、町民の皆様や街道歩き、町を訪れる方々に向け、町にかかわる情報発信や休憩をとる場所として、常時開館し、1階には点字スペースを設け、中山道をメインテーマとした町の紹介、また物産の紹介、2階をこれまでどおりの多目的スペースとしてリニューアルをさせていただいております。このことについて、条例の一部改正をお願いするものであります。

第1条中、ふるさと交流館を、立科町ふるさと交流館に改めます。

第2条、設置につきまして、「地域住民の文化活動の促進と教育文化の高揚に寄与するため」を、「地域情報の発信、また地域学習によるふるさと意識の高揚及び人々の交流の促進を図るため」に改めます。

また、第4条中、「ふるさと交流館」を「交流館」に、第8条中、教育委員会規則を町長が別に改め、同条を第9条として、第7条を第8条といたします。第5条並びに第6条中の「ふるさと交流館」を「交流館2階ホール」に改め、それぞれ同条を繰り下げ、第6条、第7条とします。

また、第4条の次に入館者の制限等の1条を加え、第5条とし、別表中第6条関係を第7条関係に改めるものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

◎日程第22 議案第20号～日程第23 議案第21号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第22 議案第20号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について及び日程第23 議案第21号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定についての2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。羽場町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 羽場 幸春君 登壇〉

町民課長（羽場幸春君） 議案第20号 立科町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回、条例の一部改正につきましては、長野県の福祉医療費給付事業補助金交付要綱の障害者に対する見直しが行われ、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までに

ある者の所得制限の廃止をすることになりました。

そのことに伴い、当町においても、従前の所得制限に対する制度区分を同じくする障害者について、条例の一部を改正するものでございます。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第21号 立科町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

第6期介護保険事業計画に基づく平成27年度から平成29年度の介護保険料の改正並びに介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定などに関する政令の一部を改正する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令による第1号被保険者の保険料率の算定に関する基準を、現行の6段階から標準9段階に細分化した保険料設定となります。

立科町においては、第6期保険料の基準額が月額5,450円、年額6万5,400円となります。これは、第5期保険料月額5,080円の7.8%増であります。

その他の段階に関しては、国の示した保険料率に沿ったものとなります。

なお、国では介護保険第1号保険料の低所得者軽減強化策として、消費税を10%に引き上げることを前提に、公費を投入し、低所得の高齢者の保険料軽減を図る予定でしたが、増税が先送りとなったため、平成27年4月と平成29年4月に分けて実施することになります。

しかし、平成27年4月から予定の公費負担制度に関する国の省令が、まだ制定されていないことから、国が省令を制定後、再度第1段階の負担率を変更した保険料といたします。

附則として、この条例は平成27年4月1日から施行するものです。また、経過措置として、改正後の立科町介護保険条例第2条の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例とするとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎日程第24 議案第22号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第24 議案第22号 立科町商工業振興条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。中村産業振興室長、登壇の上、願います。

〈産業振興室長 中村 茂弘君 登壇〉

産業振興室長（中村茂弘君） 議案第22号 立科町商工業振興条例の一部を改正する条例制定についての提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、町内商工業者の自主的な努力を助長し、もって町内商工業の健全な育成発展を図るとともに、商工業従事者の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的としております。

今回の一部改正につきましては、町内の事業者数が経済センサスにおきましては、400まで減少し、新たに事業を始めようとする方が少ない状況であります。

そこで、第6次産業など、起業を考えている方の創業を後押しし、事業者数の増加を図るとともに、雇用の場の確保や人口減少の歯どめをかけるためを目的として、町の施策に創業支援資金融資あっせん事業を追加するものであります。

第2条は、町の目的達成のための事業を行うとした条文であり、第4号の次に、次の1号を加え、第5号に創業支援資金融資あっせん事業を追加し、第6章を第7章とし、第6章に創業支援資金融資あっせん事業を規定し、第19条から第26条まで追加するものでございます。

これまで以上に金融機関、保証協会、商工会と連携し、新たに事業を始めようとしている方を支援するための制度であります。

多くの起業家が出ればと期待するものであります。この条例は、27年4月1日から施行するものであります。

よろしくご審議の上、採択いただきますようお願い申し上げます。

◎日程第25 議案第23号～日程第26 議案第24号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第25 議案第23号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定について及び日程第26 議案第24号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定についての2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。今井観光課長、登壇の上、願います。

〈観光課長 今井 一行君 登壇〉

観光課長（今井一行君） 議案第23号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、索道事業を指定管理者による管理を行わせることができるようにするための改正でございます。

第4条の2の見出しを指定管理者による管理に改め、第1項におきまして、指定管理者のよる管理を行わせることができることとし、第2項としまして、第1号から第5号まで、指定管理者に行わせる業務を列記しております。

第6条につきましては、第2項として、利用料金制を採用すること。第3項として、

利用料金については、現行の運賃等の範囲内として、あらかじめ町長の承認を得て決めるものであること。第4項として、利用料金及び払い戻し手数料は、指定管理者の収入として収受させることとするものでございます。

第7条及び第9条は、文言の整理でございます。

第12条を第13条に繰り下げ、第12条として、指定管理者に管理を行わせる場合において、第1項は読みかえ規定、第2項は例外規定、第3項は条例及び施行規則に定めのない事項については、指定管理者が町長の承認を得た上で定めることができることを規定するものでございます。

附則としまして、この条例の施行期日は平成27年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号 立科町御泉水自然園条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

索道事業を指定管理者による管理をできることとするため、あわせまして、御泉水自然園の管理も指定管理者による管理ができるようにするための改正でございます。

第2条の2としまして、指定管理者による管理を行わせることができる旨、同条第2項としまして、指定管理者に管理を行わせる業務を規定するものでございます。

第3条につきましては、第3項として、利用料金制を採用すること。第4項として、利用料金は、現行の入園料、参加料の範囲内であること。第5項として、利用料金は、指定管理者の収入として収受させることとするものでございます。

第7条を繰り下げて8条とし、第7条として読みかえ規定を加えるものでございます。

この条例の施行期日は、平成27年4月1日でございます。

以上、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） ここで昼食のため、暫時休憩とします。

再開は午後1時30分からです。

（午前11時47分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第27 議案第25号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第27 議案第25号 平成27年度立科町一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笹井総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 笹井 恒翁君 登壇〉

総務課長（笹井恒翁君） それでは、議案第25号 平成27年度立科町一般会計予算について、提案説明を申し上げます。

それでは、1ページをお願いいたします。平成27年度立科町一般会計予算ということで、ここに定めるところによるということでございます。

第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、それぞれ46億1,900万円と定めます。

2項として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によります。

第2条、債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によるところによります。

第3条、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債によります。

第4条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は、1億円と定めます。

第5条は、予算の流用でございます。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除きます）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めるものがございます。

平成27年3月2日、本日の提出、立科町長小宮山和幸。

それでは、2ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算でございますが、款、項、金額の順で申し上げます。

まず、歳入でございますけども、【1款】1項町民税でございます。2億9,641万6,000円、2項固定資産税4億1,530万1,000円、3項軽自動車税2,385万2,000円、4項町たばこ税4,435万5,000円、5項入湯税2,700万円。

次に【2款】1項地方揮発油譲与税1,800万円、2項自動車重量譲与税4,000万円、【3款】1項利子割交付金130万円、【4款】1項配当割交付金300万円、【5款】1項株式等譲渡所得割交付金70万円、6款1項地方消費税交付金1億1,000万円、火【7款】1項ゴルフ場利用税交付金800万円、【8款】1項自動車取得税交付金400万円、【9款】1項地方特例交付金200万円、【10款】1項地方交付税16億5,000万円、【11款】1項交通安全対策特別交付金60万円、【12款】1項負担金3,818万9,000円、【13款】1項使用料1億3,419万7,000円、2項手数料1,061万3,000円、【14款】1項国庫負担金1億4,313万3,000円、2項国庫補助金1億7,688万2,000

円、3項委託金228万6,000円、【15款】1項県負担金8,802万8,000円、2項県補助金1億1,360万円、3項委託金2,115万8,000円。

次のページをお願いいたします。【16款】1項財産運用収入1億949万3,000円、2項財産売り払い収入886万2,000円、【17款】1項寄附金2,052万1,000円、【18款】1項特別会計繰入金230万6,000円、2項基金繰入金3億6,078万4,000円、3項財産区繰入金219万9,000円、【19款】1項繰越金6,000万円、【20款】1項延滞金加算金及び過料10万円、2項町預金利子80万円、3項貸付金元利収入9,631万9,000円、4項雑入3,650万6,000円、【21款】1項町債5億4,850万円。

次に5ページの歳出のほうを申し上げます。【1款】1項議会費7,360万8,000円、【2款】1項総務管理費4億4,969万5,000円、2項徴税費5,388万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費3,155万円、4項選挙費1,617万9,000円、5項統計調査費395万7,000円、6項監査委員費66万3,000円、7項コミュニティ費1億189万8,000円、【3款】1項社会福祉費3億1,058万2,000円、2項児童福祉費2億4,419万6,000円、3項高齢者福祉費3億714万8,000円、4項人権政策推進費194万5,000円、5項災害救助費2,000円、【4款】1項保健衛生費2億3,276万円、2項清掃費1億8,099万4,000円。

次のページをお願いします。【【5款】】1項農業費1億6,347万1,000円、2項林業費5,450万8,000円、3項土地改良費1,396万9,000円、【6款】1項商工費1億5,357万5,000円、2項観光費1億2,170万6,000円、【7款】1項土木管理費4,135万5,000円、2項道路橋梁費3億8,184万8,000円、3項河川費341万円、4項住宅費853万1,000円、5項下水道費4億3,355万1,000円、【8款】1項消防費5億4,373万6,000円、【9款】1項教育総務費1億1,675万5,000円、2項小学校費6,306万2,000円、3項中学校費5,856万2,000円、4項社会教育費2,330万5,000円、5項社会体育費1,602万1,000円。

次のページになります。6項施設管理費2,040万6,000円、【10款】1項農林業施設災害復旧費360万円、2項公共土木施設災害復旧費100万円、【11款】1項公債費3億1,356万8,000円、【12款】1項予備費7,400万円。

次に8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。事項、期間、限度額の順に申し上げます。

事項としまして蓼科牧場賃貸借飼育動物に対する損失補償ということで、平成27年度蓼科牧場飼育動物の賃貸借契約、契約書第5条に定められた補償の額でございます。

内容ですが、平成27年度における賃貸借飼育動物の損失補償の対応に必要なため、債務負担をお願いするものでございます。

次に、第3表、地方債でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に申し上げます。

まず、臨時財政対策債1億4,500万円、辺地対策事業債290万円、緊急防災減災事業債4億60万円であります。証書借り入れまたは証券発行4%以内ということにしてお

ります。

政府資金につきましては、その融資条件により銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえすることができるというふうになっております。

それぞれ算入率は違いますが、普通交付税の代替財源としての借り入れをするもので、交付税措置がございます。

それでは、11ページをお願いいたします。2の歳入のほうから、主なものについてご説明を申し上げます。

まず、1項町民税でございますが、個人町民税は、前年比194万円の増でございます。また、法人町民税については、前年比414万4,000円の減となり、依然厳しい景気状況が反映されております。

なお、徴収率につきましては、個人町民税は現年課税分で97%、法人町民税は99%で見込んでおります。

2項の固定資産税ですが、平成27年度は評価替えの年であり、家屋分について2,148万3,000円の減で、徴収率95%で見込んでおります。

次に、12ページをお願いいたします。3項軽自動車税につきましては、57万1,000円前年比増としております。徴収率は98%で見込んでおります。

4項町たばこ税につきましては、平成26年度の実績見込みにより計上をいたしました。

5項入湯税は、やはり平成26年度の実績見込み及び新規に7,000人分の増額を見込み、計上をしてございます。

次に、13ページ、【2款】地方譲与税から15ページの【11款】交通安全対策特別交付金までは、地方財政計画また過去の実績及び見込みなどから算出をしております。

なお、15ページにあります10款の地方交付税につきましては、地方財政計画から示されたものから、若干減額を見込んでおります。

次に16ページをお願いいたします。【12款】1項負担金は保育料並びに広域入所児童に係る負担金が主なものでございます。

17ページ、13款1項使用料につきましては、権現の湯使用料で若干伸びております。他の使用料については、前年とほぼ同額の計上をしております。

19ページをお願いいたします。【14款】1項国庫負担金は、障害者支援事業、児童手当負担金が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。2項の国庫補助金につきましては、社会保障税番号制度システム整備及び臨時福祉給付事業、子育て世帯臨時特例給付金、給付事業補助金及び道路整備に伴う社会資本整備総合交付金が主なものでございます。

21ページに移ります。【15款】1項県負担金でございます。国保基盤安定負担金障

害者支援事業が増額となっております。

22ページをお願いいたします。2項の県補助金でございますが、農林水産業費県補助金で、農業施設の長寿命化を推進するための多面的機能支払い交付金の増、また23ページの森林造成事業補助金、松くい虫防除対策事業補助金が主なものであります。

3項委託金は、県税徴収事務委託金でございます。

それから、次の24ページに移ります。【16款】1項財産運用収入は、別荘等貸付賃貸料を徴収率90%で見込み、契約更新料等を含めて減額で計上をいたしました。

次に、26ページをお願いいたします。【16款】2項財産売り払い収入は、立木売り払い収入を減額で見込んでおります。

27ページをお願いいたします。2項基金繰入金は、財政調整基金繰入金を見込んでおります。

次に28ページに移ります。【19款】1項繰越金でございますが、6,000万円といたしました。

29ページのほうに移ります。【20款】3項貸付金元利収入につきましては、中小企業振興資金融資預託金が増額となり、有害鳥獣駆除対策協議会貸付金が減額となっております。

4項雑入は、前年度と同様で、見込まれるものについて、計上をいたしました。

少し飛んでいただきまして、31ページをお願いいたします。【21款】町債でございますが、辺地対策事業債緊急防災減災事業債が新たに増額となっております。

32ページをお願いいたします。3の歳出に移ります。各業務別に主なものを申し上げます。それぞれの予算書のページの右側説明欄をご覧くださいと思います。

まず【1款】議会費は、議会運営経費でございます。

33ページ、【2款】1項総務管理費についてでございますが、一般管理経費では、35ページまで飛びます。登記委託料100万円、下段の佐久広域連合負担金668万7,000円、それから37ページの中段でございますが、有線放送運営費補助100万円及び蓼科有線の設備機器更新補助金ということで419万5,748円、それからその下の自治活動交付金として講師謝礼より科目がえで551万5,000円、そのほか電算管理費として3,107万6,000円でございます。

次に38ページの一番下になります。合併60周年記念式典経費150万円。

39ページでございますが、これは人件費、4月に職員配置が決定するまで、採用職員分を含めて、12月1日の人数で計上をしてございます。

続きまして41ページ、上段、財産管理経費ですが、新地方公会計整備に係る固定資産台帳データ等作成委託料735万円を新たに計上をしてございます。

また、別荘等貸付地管理経費では、42ページの弁護士委託料及び管理等委託料として235万円、町有地内地上物解体撤去費用で423万4,000円を計上、庁舎管理経費では経常的な経費でございます。

次に43ページ、町用車維持管理経費では、普通車1台の更新費用250万円、基金管理経費では44ページの下の方になります。白樺高原環境整備基金806万7,000円が主なものでございます。

交通安全対策経費では45ページの方になります。古くなった芦田地籍にある門型案内標識の撤去工事費ほかということで100万円、46ページでは中段から広報経費でございますが、継続で町政要覧作成委託料174万9,000円を計上いたしました。

47ページ、町づくり事業経費では、継続事業で頑張る地域応援事業の補助金200万円、太陽光発電施設設置補助金300万円。

48ページですが地域大学連携推進事業経費では、学生地域活動支援事業補助金として、新たに25万円、49ページ、地域情報通信経費では、修繕等維持管理経費が主なものでございます。

次に2項徴税費について50ページをお願いいたします。ふるさと寄附金サイト使用料15万円。

51ページに移りますが、社会保障税番号制度システムに係る負担金が主なものでございます。

52ページをお願いいたします。地籍管理経費では、地籍図根点調査及び復元作業委託料100万円が主なものでございます。

次に3項戸籍住民基本台帳費について、戸籍住民基本台帳経費では53ページに移りますが、番号制度導入に伴うシステム改修費用150万円、戸籍及び住民基本台帳ネットワークシステムの保守及びリース料506万1,000円が主なものでございます。

55ページをお願いいたします。4項の選挙費についてですが、町長、町議会議員選挙執行経費は、来月に予定されています選挙の執行経費を計上してございます。

56ページ、県議会議員選挙執行経費ですが、これもやはり来月予定をされており、また県議会議員選挙の執行経費409万7,000円、また芦田財産区議会議員の選挙経費として5月に予定されています選挙執行経費を計上をいたしました。

次に57ページをお願いいたします。5項統計調査費についてでございますが、指定統計調査経費では、5年に一度行われます国勢調査、調査委員報酬が主なものでございます。平成27年度国勢調査が実施されるという予定になっております。

59ページをお願いいたします。7項コミュニティ費でございますが、権現の湯事業経費ですが、臨時職員賃金ほか維持管理経費の計上であります。

61ページですが、水中モーターポンプ修繕外壁保守、福祉風呂ろ過器の更新費用1,100万円ほどを計上をいたしました。

ふるさと交流館管理経費は、4月より主管が教育費から総務費に変更になるため、こちらのほうに計上をしております。

62ページをお願いいたします。【3款】1項社会福祉費について、その中の社会福祉一般経費では、63ページの国民健康保険特別会計への操出金4,306万2,000円が主な

ものがございます。

次に、社会福祉協議会関係経費では、地域福祉事業等をさらに推進をするため、補助金を増額計上いたしました。

64ページにつきましては、老人福祉センター管理経費でございます。

65ページ中段の障害者支援事業経費は、66ページのほうに記載がされておりますけれども、難病等患者通院費及び障害者住宅改良等の補助金として219万円ほどを計上、障害者福祉サービス自立支援給付ほか扶助費として1億4,005万1,000円が主なものでございます。

67ページ、福祉医療給付事業経費につきましては、障害者、乳幼児、小中高校生、精神障害者、父子、母子家庭等に対する扶助費4,190万円が主なものでございます。

68ページに移ります。臨時福祉給付事業経費は、平成26年度と同様、消費税増税に伴い低所得者に与える負担軽減を目的に、給付金を支給する事業でございますが、1,186万1,000円を計上いたしました。

また、子育て世帯臨時特例給付金経費につきましても、339万5,000円を計上いたしました。

69ページに移ります。2項児童福祉費について、児童福祉関係経費では、児童手当1億400万円ほどが主なものでございます。

次に、児童館事業経費では、臨時職員ほか経常経費の計上でございます。

次に71ページをお願いいたします。中段よりちょっと上ですが、保育所事業経費では、臨時職員賃金4,770万円ほど、研修会等講師謝金10万円、72ページの一番下のほうになりますが小諸市、茅野市への広域保育委託料270万6,000円。

73ページの下段になりますが、遠距離通園費補助92万1,000円が主なものでございます。

次に74ページをお願いいたします。3項高齢者福祉費について、高齢者福祉一般経費では、北佐久郡老人福祉施設組合負担金573万1,000円、75ページの老人クラブ活動事業補助金246万3,000円、老人保護措置費1,992万9,000円が主なものでございます。

後期高齢者医療経費では、長野県の後期高齢者医療広域連合への負担金、それから後期高齢者医療特別会計への操出金を計上いたしました。

介護保険経費では、介護保険特別会計への操出金を計上してございます。

次のページをお願いいたします。居宅介護支援事業経費では、法人へ委託するゆつたり入浴事業40万円、介護用品支給等事業300万6,000円、家庭介護者慰労金支給659万1,000円の計上でございます。

77ページの敬老の日事業経費では、長寿者記念品及び敬老祝金で、計172万5,000円を計上いたしました。

78ページ、地域包括支援センター事業経費は、法人への業務委託料729万1,000円を計上いたしました。

それから、78ページから79ページにかけて、高齢者生きがいセンター及び健康支援センター女神の管理経費の計上でございます。

80ページをお願いいたします。4項人権政策推進費につきましては、部落解放同盟立科町協議会補助金80万円が主なものでございます。

次に83ページまで飛んでいただきたいと思います。【4款】1項保健衛生費の地域医療対策事業経費では、川西日赤及び佐久広域連合への負担金2,144万5,000円が主なものでございます。

84ページをお願いいたします。成人老人保健事業経費では、特定健診ほか検診委託料1,181万5,000円、予防接種事業経費では85ページのほうになりますが、小児用ワクチンなど、医薬材料費及び予防接種委託料合わせて1,679万1,000円、母子保健事業経費では、母子に対する検診委託料538万3,000円のほか86ページの不妊治療助成金60万円、未熟児養育医療給付費30万円を計上いたしました。

環境衛生一般経費では、広域連合への負担金127万6,000円、佐久市新斎場建設負担金1億1,316万7,000円余が主なものでございませう。

87ページをお願いいたします。環境啓発推進事業経費では、環境対策を積極的に進めるため、生活環境と省エネ対策として、住宅断熱性能向上リフォーム補助事業補助金として300万円を計上いたしました。

2項の清掃費について、ごみ処理一般経費では、臨時職員賃金、次のページで、収集運搬業務及び一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料として527万1,000円を計上してございます。

89ページになりますが、川西保健衛生施設組合負担金及び佐久市北佐久郡環境施設組合負担金、合わせて1億3,573万7,000円でございます。

次に90ページですが、し尿処理一般経費では、川西保健衛生施設組合負担金を計上をいたしました。

【【5款】】1項農業費については、農業委員会運営経費から92ページ、農業総務一般経費までは経常的な経費の計上をいたしました。

93ページ、農業振興経費では、有害鳥獣捕獲委託料240万円、農業振興公社による新規作物試験栽培及びワイン用ブドウ栽培事業、加工品開発事業などの補助金として890万円。

94ページに移りますが、有害鳥獣防止柵資材費、くくりわな代等有害鳥獣駆除対策協議会への貸付金351万9,000円を計上いたしました。

次に、農畜産物立科ブランド確立事業経費では、95ページに記載がございませうが、信州蓼科牛戦略的生産対策事業あるいは果樹共済加入促進事業補助金を新設をいたしました。合わせて128万2,000円を計上いたしました。

人・農地プラン事業経費では、青年就農給付金300万円が主なものでございませう。

畜産振興経費では、佐久食肉センター運営に係る佐久広域連合負担金421万6,000円、

新設をいたしました家畜防疫事業補助金等合わせて108万9,000円が主なものでございます。

96ページをお願いいたします。交流促進センター経費では、体験インストラクター等謝金164万7,000円、次のページになりますが、信州ふるさとの見える丘看板設置工事費が主なものでございます。

中段、クライנגアルテン経費でございますが、クライングアルテン外壁塗装、3棟分の工事費400万円を計上をいたしました。

下段になりますが、直売加工施設経費では、農ん喜村厨房換気設備設置工事費40万円を計上をしてございます。

98ページに移ります。中山間地域農業直接支払い事業経費では、協定締結集落への交付金2,478万円、森林公園管理経費ではきのこ園、山菜園整備委託料として306万2,000円、同じく森林公園管理の周遊道路整備工事費として500万円を計上いたしました。

下段から99ページにかけてですが、多面的機能支払い経費では、10組織に対する共同活動支援長寿命化支援交付金4,520万4,000円の計上でございます。

農業再生事業経費では、直接支払い推進事業費補助として145万9,000円を計上いたしました。

2項林業費につきましては、100ページ、中段をご覧くださいと思いますが、山林ほか松くい虫防除伐採補助200万円、まきストーブ購入補助金100万円を計上いたしました。

101ページ、松くい虫防除対策事業経費では、伐倒駆除委託料2,294万3,000円、森林造成事業経費では、切り捨て及び搬出間伐委託料2,110万8,000円でございます。

102ページをお願いいたします。【3款】土地改良費について、土地改良振興経費では、牛鹿宇山地区県営ため池等整備事業補助800万円が主なものでございます。

103ページをお願いいたします。【6款】1項商工費ですが、商工振興経費では、小企業合理化施設事業50万円、その他商工会補助金925万円を計上いたしました。

104ページになります。中小企業振興資金貸付預託金を1,250万円増額をし、9,250万円といたしました。

地域交通対策経費では、地域公共交通活性化協議会補助金2,651万円、丸子線及び中山道線の代替バス等運行補助金1,430万円の計上でございます。

105ページ、2項観光費についてですが、観光一般経費では、臨時職員賃金、観光宣伝会旅費、案内板土地借用料等、そのほか白樺湖活性化協議会負担金12万5,000円が主なものでございます。

106ページにつきましては、白樺高原、白樺湖の観光地としてのグレードアップのため、観光地防犯対策事業経費、環境対策経費、山岳遭難対策経費の計上をいたしました。

索道事業会計経費では、白樺高原総合観光センター経費として、負担金599万1,000円を計上をいたしました。

107ページ、中段になりますが、観光推進経費は、観光地PR用旅費を新規に計上、町観光連盟及び二つの観光協会の補助金を計上をいたしました。

観光振興経費では、誘客を図るため、テレビやラジオ、雑誌、新聞広告、インターネット等による観光スポットの積極的な宣伝費用を計上をしてございます。

108ページをお願いいたします。観光施設管理経費では、109ページの工事請負費で、御泉水自然園の花木植栽、遊歩道修繕工事、夢の平キャンプ場の炊事場修繕工事、朝日の丘公園案内板設置工事費として計998万1,000円、また女神湖ボート2艘分の更新費用280万6,000円が主なものでございます。

110ページをお願いいたします。辺地対策観光施設整備事業経費は、御泉水自然園ビジターセンターデッキ等の改修工事関係としまして、291万2,000円を計上いたしました。

牧場管理経費は、111ページのほうになりますが、ふれあい牧場飼育動物をアルパカから子牛に変更をし、誘客を図る費用10万8,000円を計上してございます。

【7款】1項土木管理一般経費では、凍結防止剤車載型小型散布機購入費用として157万7,000円を計上いたしました。

次に113ページをお願いいたします。水道事業会計経費では、簡易水道公債費利子分補給として水道事業会計の負担金924万9,000円の計上でございます。

114ページに移ります。2項道路橋梁費についてですが、道路維持管理経費では、一番下のほうになりますが、地域に対する除雪等町道維持管理協力補助金215万2,000円、道路新設改良舗装経費では町道5路線、別荘道路2路線の工事費7,221万6,000円のほか、用地買収費等が主なものでございます。

115ページ、下段になりますが、社会資本整備総合交付金、道路整備事業経費では、町道平林真蒲線並びに小学校線の整備工事に係る費用2億4,524万8,000円を計上いたしました。

116ページをお願いいたします。4項住宅費でございしますが、経常経費の計上をしてございます。

飛んでいただいて118ページをお願いいたします。【【5款】】下水道費ですが、下水道事業推進経費では、川西保健衛生施設組合負担金1億800万余、諏訪湖流域下水道組合負担金3,000万円余、白樺湖下水道組合負担金1,500万円余、下水道事業特別会計操出金2億7,800万円余が主なものでございます。

次に、119ページをお願いいたします。【8款】1項消防費でございしますが、非常備消防経費では、消防団員報酬939万1,000円、次のページで退職報償金850万円、121ページの退職報償金掛金729万6,000円が主なものでございます。

常備消防経費では、佐久広域連合負担金9,037万9,000円、消防施設整備事業経費で

は、消防備品のほか、積載車小型動力ポンプ購入費742万7,000円、消火栓3基分の更新費用269万8,000円が主なものでございます。

122ページをお願いいたします。防災情報通信整備事業経費でございますが、里地区に災害時の情報伝達手段として、屋外拡声器を設置する事業経費として4億490万円を計上いたしました。

123ページからは教育費になりますが、124ページ、上段をご覧ください。教育振興経費では、特別支援教育及び不登校対策事業の講師謝金1,476万1,000円、立科教育推進事業の講師謝金918万3,000円。

次のページで、地域高校海外派遣事業及び育成補助178万円、蓼科高校通学車両運行補助900万円、小中学校への補助金898万3,000円が主なものでございます。

次に126ページです。心身障害児就学指導事業経費は242万7,000円を計上いたしました。

127ページをお願いします。2項の小学校費についてですが、小学校管理経費では、3年に一度実施が義務づけられております特殊建築物定期調査委託料46万2,000円を新たに計上、ほか130ページにかけましては、経常経費の計上でございます。

130ページの小学校教育振興経費では、要保護及び準要保護児童または特別支援教育の就学児童に対する援助費320万円。

132ページをお願いをいたします。3項の中学校費につきましては、中学校管理経費で、経常経費のほか133ページの下段にあります。小学校と同様、特殊建築物定期調査委託料として43万2,000円を計上いたしました。

135ページ、中段の中学校教育振興経費では、図書購入費用80万円。

次のページの要保護及び準要保護生徒また特別支援教育就学生徒に対する援助費として380万円、中学校給食経費では、給食室トイレ改修工事の費用として127万8,000円が主なものでございます。

次に、138ページになります。4項社会教育費でございますが、社会教育経費では、タイムカプセル開封に係る消耗品、印刷製本、郵送料、重機借り上げ料及び新たに埋設するタイムカプセル購入費用を計上をいたしました。

139ページの公民館事業経費では、分館長の謝金191万7,000円、生涯学習講師謝金80万円、図書館用図書購入費100万円、分館育成及び公民館女性部への補助金142万9,000円が主なものでございます。

140ページに移ります。中段の青少年育成事業経費は、経常経費の計上のほか、141ページの下の方になります。スポーツ少年団ほか補助金242万1,000円が主なものでございます。

142ページ、人権教育推進事業経費では、人権同和教育推進協議会及び学校人権教育推進事業への負担金として、135万8,000円が主なものでございます。

143ページにまいりますが、文化財保護経費では、文化財調査に係る講師謝金72万

8,000円のほか経常経費の計上でございます。

144ページ、5項社会体育費ですが、社会体育振興経費では、審判員等講師謝金、145ページ、中段の町体育協会等補助金が主なものでございます。

体育施設管理経費では、経常経費の計上となっております。

146ページ、6項施設管理費でございますが、中央公民館管理経費についても、経常経費の計上、147ページ、史跡公園管理経費も経常経費と同様でございます。

148ページになりますが、権現の杜公園管理経費では、風の子広場遊具修繕工事工事費として843万7,000円が主なものでございます。

149ページをお願いいたします。【10款】1項農林業施設災害復旧費については360万円、2項の公共土木施設災害復旧費については100万円を計上をいたしました。

150ページですが、【11款】公債費は、平成25年度までの借り入れに係る2億8,959万3,000円を計上いたしました。

【12款】予備費は7,400万円として計上をいたしました。

なお、151ページから157ページにつきましては、給与費明細書を添付してございます。

158ページは、債務負担行為に関する調書、159ページは地方債に関する調書、160ページには予算の目的別グラフを添付してございます。ご覧をいただきたいと思っております。

以上でございますが、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） ここで、暫時休憩とします。

再開は2時45分からです。

（午後2時28分 休憩）

（午後2時45分 再開）

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第28 議案第26号～日程第30 議案第28号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第28 議案第26号 平成27年度立科町国民健康保険特別会計予算についてから、日程第30 議案第28号 平成27年度立科町介護保険特別会計予算についてまでの3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。羽場町民課長、登壇の上、願います。

〈町民課長 羽場 幸春君 登壇〉

町民課長（羽場幸春君） 議案第26号 平成27年度立科町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。平成27年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を10億700万円とするもので、対前年度比1億5,000万円、17.5%増の予算となっております。

初めに、8 ページ、歳入からご説明申し上げます。

【1款】国民健康保険税一般被保険者国民健康保険税は、被保険者数2,083人を見込み、退職被保険者等国民健康保険税については、被保険者数173人を見込み、現年度分、滞納繰越分と合わせて、計1億6,840万6,000円を計上いたしました。

これより予算組み立てについて申し上げます。9 ページをご覧ください。

【3款】国庫支出金では、療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金をそれぞれ見込んでおります。

2項国庫補助金の財政調整交付金は、普通調整交付金と特別調整交付金を計上しております。

10ページをご覧ください。【4款】療養給付費交付金は、退職被保険者に係る社会保険診療報酬支払い基金からの交付金を見込んでおります。

【【5款】】前期高齢者交付金では、他の健康保険との医療費負担の不均衡を財政調整するための交付金となります。

続いて【6款】県支出金の1項県負担金では、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金を国庫負担金と同額で見込んでおります。

11ページをご覧ください。2項県補助金の財政調整交付金は、県が市町村国保の財政力の不均衡を調整するための交付金として、療養給付費等に係る普通調整交付金と特別調整交付金として見込んでおります。

【7款】共同事業交付金では、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金等を見込みました。

12ページをご覧ください。【9款】繰入金1項他会計繰入金では、国保会計で実施する保険事業経費や保険税軽減分に係る保険基盤安定事業等が内訳となっております。

基金繰入金では、平成27年度においては、拠出金に対し交付金が上回る試算結果となっていること等から、単年度収支で不足が生じない見込みであるため、予算計上をしておりません。

14ページをご覧ください。【11款】諸収入では、特定健診の一部負担金等を雑入で計上しております。

次に15ページ、歳出についてご説明します。

【1款】総務費一般管理費では、国庫事業に係る経常的な経費が主として計上しております。主なものは7節賃金で、レセプト点検に係るもの、13節委託料で制度改正に伴うシステム改修委託料を計上しております。

16ページをご覧ください。2項徴税费については、賦課徴税、3項では国保運営協議会に係る経費であります。

【2款】の保険給付費については、過去6年間の平均伸び率や県の試算数値をもとに算出しております。一般被保険者療養給付費、退職被保険者療養給付費、それぞれ見込んでおります。

21ページを飛んでご覧ください。4項出産育児諸費では、前年度と同額10人分、5項葬祭費でも前年度と同額30人分を見込んでおります。

【3款】後期高齢者支援金では、後期高齢者医療制度に対する保険者の分担金となります。

22ページをお願いいたします。【4款】前期高齢者納付金は、前期高齢者財政調整制度への納付金を計上し、23ページに移ります。【5款】老人保健拠出金では、老人保健制度の精算分に係る事務費拠出金を計上しております。

【6款】では、介護給付費地域支援事業支援納付に係る経費を見込んでおります。

【7款】共同事業拠出金は、高額医療費と保険財政共同安定化事業に係る予算計上であり、平成27年度より保険財政共同安定化事業の対象医療費が拡充されたことにより、予算額が増額となっております。

24ページをご覧ください。【8款】保健事業費では、特定健診健康診査等事業費を計上しています。

主なものとして、臨時職員賃金と特定健診委託料であり、受診率の向上に努め、健康増進と医療費の削減につなげていきたいと考えております。

25ページをご覧ください。2項保健事業費では、主なものとして、19節で人間ドック補助金を計上しております。

26ページ、【10款】諸支出金は、前年度と同額を計上しており、【11款】予備費で調整しております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

続きまして、議案第27号 平成27年度立科町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額を、それぞれ6,950万円とするものであり、前年度比117万5,000円増による予算となっております。

それでは、5ページをお願いいたします。歳入より主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、【1款】後期高齢者医療保険料であります。被保険者数を1,371人と見込み、1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料を見込みました。

【4款】繰入金1項一般会計繰入金では、1目事務費繰入金は、保険証送付や保険料徴収に係る事務的経費及び27年度から導入される番号制度のシステムの整備費、2目保険基盤安定繰入金で所得に応じた保険料の軽減分に係る繰入金を一般会計からの繰入金とし、見込みました。

6ページ、お願いします。【6款】諸収入につきましては、それぞれの項により、

前年度と同額を予定してございます。

次に8ページをお願いいたします。歳出であります。【1款】総務費1項総務管理費1目一般管理費は、保険証送付料などの経常的な事務経費が主となりますが、番号制度対応システム導入に伴い、電算委託料として計上しております。

【2款】後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者より徴収しました保険料と、一般会計から繰り入れました保険基盤安定繰入金分を県の広域連合に納付する負担金額を見込んでございます。

【3款】諸支出金は、昨年と同様であり、所得構成などに係る保険料の還付金として計上いたしました。

10ページ、【4款】予備費で調整してございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくようお願い申し上げます。

議案第28号 平成27年度立科町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。歳入歳出予算総額を、8億1,000万円とするものであり、前年比700万円、0.8%減の予算であります。

歳入より申し上げます。8ページをご覧ください。

【1款】保険料であります。特別徴収対象者2,265人、普通徴収対象者196人を見込み、保険料階層区分により算出し、前年比869万7,000円増の1億5,536万8,000円を計上しました。

保険料の基準額につきましては、前回保険料基準額5,058円に対し、7.8%増の5,450円となっております。当町においては、特別養護老人ホームの移転に伴う増床や、移転後の施設活用により、給付費の大幅な増加が見込まれますが、基金を全額取り崩して、保険料に充てることで、増加率を抑えた金額となっております。

また、保険料の段階につきまして、国の基準が原則6段階から9段階に移行したことにより、当町においても、保険料を9段階に変更することとなります。よりきめ細かい保険料段階により、所得に応じた保険料を納めていただけるように、保険料の段階の見直しを行っております。

9ページをご覧ください。【4款】国庫支出金1目現年度分国庫負担金では、居宅介護給付費及び施設介護給付費総額に対し、国の負担割合に基づき計上いたしました。

2項国庫補助金1目調整交付金では、介護給付費総額に対する国の負担割合に基づき、2目地域支援事業交付金では、地域支援事業に要する費用に対する負担割合に基づき計上いたしました。

【【5款】】支払い基金交付金1目介護給付費交付金では、国庫負担金と同様に介護給付費総額に対する負担割合に基づき、10ページをお願いいたします。2目地域支援事業交付金では、介護予防事業に要する経費に対する負担割合に基づき、計上いたしました。

【6款】県支出金1目介護給付費負担金及び2目地域支援事業交付金につきましても、国の負担割合に基づき計上いたしました。

11ページをお願いいたします。【10款】繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金及び3目地域支援事業繰入金につきましても、国の負担割合に基づき算出、戻りまして、2目2節事務費等繰入金につきましては、介護給付費以外にかかわる事務的な経費に係る繰入金を計上いたしました。

次に、14ページをお願いいたします。【1款】総務費1目一般管理費は、介護保険の事務的経費では、主に13節の電算委託料であり、通常の電算委託料に加え、介護保険制度改正に伴う電算委託料であります。

2項徴収費では、保険料徴収に係る経費が主なものであります。

次に、15ページをお願いいたします。3項1目介護認定審査会は、佐久広域連合認定審査会への負担金、2目認定調査費は認定調査に係る経費で、12節役務費の主治医意見書作成料が主なものであります。

16ページをご覧ください。4項地域包括支援センター費では、主に電算委託料で、前年度に介護報酬改定のシステム改修を行ったため、本年度は前年度に比べ、減となっております。

【2款】保険給付費1項介護サービス給付費では、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス費、居宅介護サービス計画費等で、それぞれ前年度実績見込みに対し、5%増による予算として計上いたしました。

17ページから18ページをご覧ください。2項介護予防サービス給付費では、前年度実績の見込みに見込み、増を見込み計上いたしました。

3項その他諸費では、介護給付に係る審査支払い手数料で、前年度同額を計上いたしました。

19ページをご覧ください。4項では、高額介護サービス費を計上いたしました。

20ページをご覧ください。5項特定入所者介護サービス費は、主に施設入所されている低所得者に対する食費、居住費に係る補足給付費として、前年比同額を計上いたしました。

21ページをご覧ください。6項では、高額医療合算介護サービス費を計上いたしてございます。

【4款】地域支援事業費1項介護予防事業費1目介護予防二次予防施策事業では、介護予防事業に係る経費を計上してございます。

主なものは13節委託料であり、通所介護予防事業を委託するものであります。

2目介護予防一次予防施策事業では、8節報償費が主なもので、健康講座等に係る講師謝金等を計上いたしました。

23ページをお願いいたします。2項包括支援事業任意事業費1目包括的事業費では、地域包括支援センター主任介護支援専門員の人件費が主なものです。

2目任意事業費では、13節委託料の家庭介護者交流事業配食サービス事業が主なものであります。

24ページをお願いいたします。【7款】諸支出金1項償還金及び還付加算金は、還付金等を見込んだものであり、前年度同額を計上いたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしく審査のほどお願い申し上げます。

◎日程第31 議案第29号～日程第34 議案第32号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第31 議案第29号 平成27年度立科町住宅改修資金特別会計予算についてから、日程第34 議案第32号 平成27年度立科町水道事業会計予算についての4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。武重建設課長、登壇の上、願います。

〈建設課長 武重 栄吉君 登壇〉

建設課長（武重栄吉君） それでは議案第29号 平成27年度立科町住宅改修資金特別会計予算について、提案理由の説明をいたします。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ280万5,000円とします。

4ページをご覧いただきたいと思います。歳入でございますが、【2款】1目住宅費県補助金6万4,000円は、貸付事業の償還推進に対する補助金でございます。

【3款】1目利子及び配当は、基金利子7,000円の計上でございます。

【6款】1目住宅新築資金等貸付収入につきましては、現年度分、過年度分合わせて273万3,000円を計上いたしました。

次に、歳出6ページをご覧いただきたいと思います。【1款】1目一般管理費は、職員給料と消耗品費が主なものでございます。

【2款】公債費は、1目長期債元金償還金58万5,000円、2目長期債利子償還金10万6,000円の計上でございます。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第30号 平成27年度立科町下水道事業特別会計予算につきまして、提案理由の説明をいたします。

1ページをご覧いただきたいと思います。第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,444万1,000円と定めます。

5ページをご覧ください。歳入のうち、【1款】1項の分担金は、新規加入及び工事費の分担金で、一般下水道事業、茂田井下水道事業にそれぞれ112万3,000円を計上いたしました。

2項負担金につきましては、川西保健衛生施設組合からの茂田井特管に対する管理負担金でございます。

【2款】1項の使用料でございますが、各処理区の使用料で1億3,046万1,000円と、滞納繰越分2万円で、ほぼ前年度並みの計上でございます。

次に、6ページをご覧くださいと思います。【3款】の国庫支出金ですが、1目で農業集落排水事業4地区の最適整備構想策定のための農山漁村地域整備交付金500万円と、2目衛生費国庫支出金として循環型社会形成交付金11万円を計上いたしました。これは【4款】県支出金同様、合併処理浄化槽整備事業補助金でございます。

7ページの【【5款】】繰入金でございますが、一般会計からの繰入金で、総額2億7,881万6,000円でございます。

【6款】繰越金ですが、前年度繰越金として100万円を計上いたしました。

次に歳出でございます。8ページをご覧くださいと思います。【1款】下水道費の1目下水道管理費1億1,447万2,000円は、立科特管及び農集排4地区の管理経費でございます。経常経費が主なものでございます。

11ページの説明欄をご覧くださいと思います。上から4段目に、整備計画策定委託料として537万9,000円を計上しましたが、これは25、26年度に実施しました農集排4地区の処理施設及び管路施設の機能診断の結果に基づき、施設機能の長寿命化を図るための構想策定委託料でございます。

次の工事請負費ですが、宇山処理場の汚泥引き抜きポンプと外倉処理場の破砕機のオーバーホールを予定しております。

12ページをご覧くださいと思います。2目コミプラ等管理経費でございますが、藤沢処理場と中尾、美上下地区の浄化槽に関する経費になりますが、こちらも経常的経費が主なものでございます。

なお、26年度当初予算に計上しました工事請負費、大城処理場機械設備の撤去工事につきましては、今期以外で皆減の補正をお願いし、工事内容をもう少し検討させていただくため、27年度当初予算への計上も見送らせていただいております。この結果、大幅な減額となっております。

3目茂田井地区管理費ですが、こちらも経常的経費が主なもので、ほぼ前年度並みの計上でございます。

15ページをご覧ください。2項下水道事業費でございますが、一般下水道事業経費では、新たな加入申請があった場合、迅速な対応ができるようにということで、あらかじめ設計監理委託料と管路延長工事費として523万8,000円を計上し、浄化槽事業経費では、合併処理浄化槽設置整備補助金として一般家庭用5人槽2基分100万円、それから唐松平地区営業施設用2基分400万円を計上いたしました。

16ページをご覧くださいと思います。茂田井下水道事業経費523万8,000円につきましては、先ほどの一般下水道経費と同様でございます。

次の【2款】公債費でございますが、償還金元金分1億9,200万7,000円、利子分6,422万6,000円の計上でございます。

18ページ以降には職員の給与明細等、手当の内訳書となっております。

最終の24ページには、地方債現在高の見込みに関する調書となっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第31号 平成27年度立科町白樺高原下水道事業特別会計予算につきまして、説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。第1条、歳入歳出の総額を、歳入歳出それぞれ4,627万8,000円と定めます。

5 ページをご覧いただきたいと思っております。歳入ですが、【2款】使用料及び手数料の下水道使用料は、滞納繰越分を合わせて4,305万6,000円です。実績見込みにより100万円ほど増額しました。

次ページの【3款】財産収入は、積立金利子として95万8,000円を計上いたしました。

【4款】繰入金は、財政調整基金から196万円繰り入れます。

なお、【5款】の繰越金には30万円を計上いたしました。

次に8ページをご覧いただきたいと思っております。歳出でございますが、それぞれ経常的な経費が主なものですが、15節工事請負費では、各種設備機器の交換及び修繕のほか、処理場屋根の防水シート改修工事費用として514万円を計上させていただいております。

【25款】積立金では、緊急修理積立金に400万円、減価償却積立金に602万7,000円、基金利子積立金に95万9,000円といたしました。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第32号 平成27年度立科町水道事業会計予算について、提案理由の説明をさせていただきます。

1 ページをご覧ください。第2条、業務の予定量は次のとおりとします。

次表のとおり、上水道とそれぞれの簡易水道について、給水件数、年間給水量、日平均給水量の予定水量を表示しました。右の欄は、27年度に予定しております主な建設改良事業でございます。

内容につきましては、予算書の中で説明させていただきます。2ページをご覧ください。第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり定めます。

収入、第【41款】水道事業収益2億9,990万7,000円を、第1項営業収益、第2項営業外収益、第3項特別利益の内容で定めてございます。

支出、第【51款】水道事業費用2億9,990万7,000円は、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失、第4項予備費とさせていただきます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,705万6,000円につきましては、過年度分損

益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填させていただきます。

まず、収入でございますが、第【61款】資本的収入1,115万6,000円でございますが、これは第5項補助金、第6項の負担金でございます。

次に、第【71款】資本的支出は1億2,821万2,000円で、内訳は第1項建設改良費、第2項企業債償還金といたします。

第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費としまして、職員給与費2,012万8,000円を定めております。

第6条では、棚卸資産の購入限度額を1,400万円、第7条では、一借の限度額を2,000万円と定めてございます。

次に、6ページをご覧いただきたいと思います。支出でございます。【51款】水道事業費用1項営業費用につきましては、1目原水及び浄水費で15節委託料の水質検査等260万5,000円、26節負担金で蓼科土地改良区への代替用水負担金692万円が主なものでございます。

2目配水及び給水費は、職員の給料手当、経常経費のほか、15節の委託料では、管路管理図、GISでございますが、地理情報システムの保守管理、それから潜水土による配水池の清掃、各施設の草刈り、夢の平地区配水管カメラ調査業務等でございます。

18節修繕費では、量水器取りかえ経費、本管修理、温井配水池の屋根修繕費等を計上いたしました。

24節材料費は、交換用送信機等が主なものでございます。

8ページをご覧いただきたいと思います。3目受託工事費につきましては、消火栓工事に係る委託料等工事費でございます。

4目の総係費につきましては、職員給料、手当のほか、経常的な経費でございます。

5目減価償却費ですが、有形固定資産減価償却費として1億6,307万4,000円、会計制度の見直しによるみなし償却方式の変更により、前年度対比511万円ほど増加しております。

10ページをご覧いただきたいと思います。6目資産減耗費は布設替えや交換等により除去した固定資産額214万円が主なものでございます。

次に、2項の営業外費用ですが、1目支払い利息及び企業債取扱諸費2,239万4,000円、2目消費税及び地方消費税1,100万円、また3目公課費は、深久保代替用水ポンプの交換に当たりまして、土地改良施設維持管理適正化事業を導入するための拠出金等を計上しました。

3項特別損失では、4目過年度損益修正損40万円の計上でございます。

会計制度改正に伴いまして、26年度で計上しました5目その他特別損失は皆減でございます。

続いて11ページでございますが、資本的収入及び支出のうち、収入でございます。

【61款】資本的収入の5項補助金846万円は、深久保代替用水ポンプ更新事業に伴う交付金でございます。

6項の負担金は消火栓更新に伴うものであり、2目工事負担金は皆減となります。

次の支出でございますが、【71款】資本的支出1項建設改良費1目配水施設拡張費は蟹原地区で消火栓新設工事を予定してございます。

2目の配水施設改良費4,200万3,000円は、町道改良事業に合わせて、配水管の布設がえをご覧のとおり行うほか、今年度実施しました県道の配水管布設替え工事に伴う舗装復旧工事等を予定しています。

このほか、3目営業設備費は量水器の交換等、それから4目水源施設整備費は、深久保用水ポンプ更新事業費を計上し、2項企業債償還金は6,362万6,000円を計上いたしました。

12ページにつきましては、平成27年度立科町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。現金や容易に換金可能な預金などをキャッシュとしてこの増加や減少をキャッシュフローと定義しております。このキャッシュフロー計算書は、27年度における財務諸表で経営状況をお知らせするために作成しました。

13ページ以降につきましては、立科町水道事業予定損益計算書でございます。14から17ページにつきましては、予定貸借対照表でございます。

18ページ以降は、職員の給与費及び手当等の状況で、24、25ページにつきましては、27年度の水道事業の会計指針とも言うべき注記書となっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上、ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

◎日程第35 議案第33号

議長（滝沢寿美雄君） 日程第35 議案第33号 平成27年度立科町索道事業特別会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。今井観光課長、登壇の上、願います。

〈観光課長 今井 一行君 登壇〉

観光課長（今井一行君） 議案第33号 平成27年度立科町索道事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

索道事業につきましては、豪雪によりスキー場をクローズするという、かつてない事態となりました昨年と比べますと、今シーズンは比較的順調に推移し、夏山のマイナス分も何とか解消し、収益状況も若干改善できそうな状況で推移をしております。

あり方研究会議の答申を受けまして、指定管理者制度への移管の検討も進めている

ところではございますけれども、平成27年度につきましては、町直営で事業執行すべく予算を組んでございます。

1 ページをお開きください。第2条ですが、業務の予定量につきまして、夏山営業は、4月29日から11月1日までの187日間、冬山営業は、12月15日から3月31日までの108日間を予定しております。

主な建設改良事業としましては、ゴンドラリフトの握索機、減速機のオーバーホール、蓼科牧場第1クワッドリフトのPLC更新、南平第1ペアリフト折り返し滑車の更新、支えい索交換を予定しております。

2 ページをお願いいたします。第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入は営業収益4億3,281万円、営業外収益719万円を見込みまして、索道事業収益として4億4,000万円、支出は営業費用4億2,585万8,000円、営業外費用800万円、予備費として614万2,000円を見込みまして、索道事業費用として4億4,000万円を計上してございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。資本的支出は、第1項建設改良費として6,075万8,000円を計上してございます。

資本的収入はありませんので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,075万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金5,625万7,000円と、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額450万1,000円で補填するものでございます。

3 ページでございます。第5条では、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第6条、議会の議決を得なければ流用することができない経費、これは職員給与費でございますが、2,794万4,000円でございます。

他会計からの負担金としまして、第7条、一般会計が索道事業特別会計に対し負担する額として599万円でございます。これは、白樺高原観光センターの一般観光に係る経費分でございます。

第8条、重要な資産の取得及び処分でございますが、索道設備として、ゴンドラリフトの主減速機及び握索機、蓼科牧場第1クワッドリフトのPLC、南平の第1ペアリフト折り返し滑車を更新することにより、処分及び取得するものでございます。

4 ページをお願いいたします。実施計画でございます。ここからは、税込みの表示となっております。

第1項営業収益の第1目でございます。リフト営業収益1節索道利用料としまして4億1,771万4,000円、2目リフト外営業収益1節リフト外利用料としまして400万円、3目自然園営業収益として1,109万6,000円1節自然園利用料として959万6,000円、2節の物販収益として150万円を見込みました。

2目営業外収益では、719万円を見込んでございます。1目受取利息100万円、2目一般会計負担金599万円、3目雑収益20万円でございます。

5ページをお開きください。索道事業費用でございます。索道事業費用の総額は4億4,000万円、前年比1,959万2,000円の減でございます。

第1項営業費用の1目リフト営業費用としまして1億722万3,000円を計上いたしました。前年比639万8,000円の減額でございます。

8ページをお願いいたします。2目降雪圧雪費用としまして9,249万7,000円を計上いたしました。

9ページ、3目は自然園営業費用で924万4,000円を計上いたしました。管理賃金ほか経常経費でございます。

4目観光センター施設費用で1,137万7,000円でございます。

10ページをお願いいたします。5目減価償却費といたしまして1億3,401万7,000円でございます。定額法としての償却でございます。

第6目資産減耗費は固定資産の除却費でございます。850万円を計上いたしました。

第2目営業外費用でございますが、消費税及び地方消費税としまして800万円計上でございます。

第3項予備費としまして614万2,000円を計上してございます。

11ページをご覧ください。資本的支出でございます。こちらにも税込みでございます。第1項建設改良費第1目リフト整備費で6,075万8,000円でございます。新道検査の結果も考慮いたしました整備計画によるものでございます。

12ページをお願いいたします。平成27年度立科町索道事業の予定キャッシュフロー計算書でございます。このページからは税抜きとなっております。27年度末の資金残高は6億4,517万円を見込んでおります。

13ページは、平成26年度の予定損益計算書でございます。

14ページは、平成26年度の予定貸借対照表、15ページは平成27年度の予定貸借対照表でございます。

16ページから21ページまでは給与費の明細書でございます。22ページから25ページは、重要な会計方式の説明をしております。固定資産の減価償却の方法、引当金の計上方法、消費税の会計処理方法、こちらは26年度と変更ございません。

大きな2としまして、セグメント情報の公開をしております。

大変厳しい状況でございますが、スキー場の特色を生かし、誘客に努め経費の一層の節約と効率的な運営を図ってまいりたいと考えております。

よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（滝沢寿美雄君） お諮りします。平成27年度各会計の当初予算につきましては、立科町議会委員会条例第5条の規定により、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。よって、平成27年度各会計の当初予算につきましては、立科町議会委員会条例第5条の規定により、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

これにより、直ちに予算特別委員会を開催し、正副委員長を選任の上、報告願います。

暫時休憩とします。議員控室にお集まりください。

再開は4時からです。

(午後3時38分 休憩)

(午後4時00分 再開)

議長（滝沢寿美雄君） 休憩前に戻り、議事を再開をいたします。

ただいま休憩中に開催されました予算特別委員会の正副委員長の選任の結果並びに日程を報告いたします。

委員長に5番、西藤 努君、副委員長に4番、土屋春江君が選任されました。

日程は、6日及び9日、9時会議の2日間です。よろしく願いをいたします。

これで本日の日程を全部終了しました。これで散会とします。ご苦労さまでした。

(午後4時01分 散会)